

中村学園大学(含む短期大学部)留学生宿舎規程

平成 12 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総則

第 1 条 中村学園大学(含む短期大学部)(以下「本学」という。)に留学生宿舎を設置する。

第 2 条 本学留学生宿舎は、外国人留学生に宿舎を提供し、修学を容易にすることを目的とする。

第 2 章 運営

第 3 条 本学留学生宿舎の管理運営には大学が当る。

第 4 条 本学留学生宿舎に管理人を置く。

第 5 条 本学留学生宿舎生活については、別に細則を定める。

第 3 章 入退居

第 6 条 入居者は単身者のみとする。

第 7 条 入居希望者は、所定の入居願を学生部に提出し、学長の許可を得なければならない。退居する場合は退居願を学生部に提出し、学長の許可を得なければならない。

第 8 条 外国人留学生は、原則として年度末以外は途中で退居してはならない。

第 4 章 宿舎費

第 9 条 外国人留学生は、別に定める細則により宿舎費を納入しなければならない。

第 10 条 正当の理由なく、3ヶ月以上宿舎費を納入しない者には退居を命ずることがある。その場合も未納の宿舎費はこれを納入しなければならない。

第 5 章 雑則

第 11 条 留学生宿舎の施設又は備品等を破損紛失した場合は、その実費の弁償を命ずることがある。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。